

令和4年1月5日

社会福祉法人高瀬会 一般事業主行動計画
(女性活躍推進法)

女性が就業を継続し、活躍できる職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

2. 課題

年次有給休暇の取得率が法人全体で53.3%となっており、医療・福祉の平均値52.2%（厚労省平成30年就労条件総合調査）を上回ってはいるものの、事業所・個人により格差が生じている。

3. 目標

職員が働きやすい環境を作るため、年次有給休暇の取得促進を図り、全事業所・全職員において取得率50%以上を目指す。

4. 取り組み内容

令和4年4月～ 各事業所において取得状況を再確認の上、課題の洗い出しを行い改善に取り組む。

令和5年1月～ 各事業所において取得計画を策定する。

令和5年4月～ 取得計画に基づき実施する。

女性の活躍に関する情報公表

社会福祉法人 高瀬会

1. 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

(1) 労働者に占める女性労働者の割合

令和4年1月1日 現在

	正職員		臨時職員		パート職員		全職員
		前年比		前年比		前年比	
全体	108	-5	52	-2	96	10	256
男性職員	48	-1	19	0	23	2	90
女性職員	60	-4	33	-2	73	8	166
女性職員割合	55.56%	-1.08%	63.46%	-1.35%	76.04%	0.46%	64.84%

2. 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

(1) 男女の平均勤続年数

令和4年1月1日 現在

	正職員	臨時職員	パート職員	全職員
全体	10年10ヶ月	9年1ヶ月	5年2ヶ月	8年4ヶ月
男性職員	11年6ヶ月	8年6ヶ月	5年3ヶ月	9年3ヶ月
女性職員	10年3ヶ月	9年5ヶ月	5年2ヶ月	7年10ヶ月

(2) 年次有給休暇取得率

令和元年度 ~ 2年度

	正職員	臨時職員	パート職員	全職員
全体	51.53%	59.25%	52.62%	53.30%
男性職員	45.48%	67.07%	46.54%	49.41%
女性職員	56.87%	55.23%	53.99%	55.67%